

○ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(平成29年9月25日)
(規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年ふじみ衛生組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第4条 条例第9条第1項各号の規定による届出は、配偶者同行休業状況届出書（様式第2号）により行うものとする。

(職務復帰)

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認を取り消されたとき（条例第8条第3号に規定する事由により承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日		
ふじみ衛生組合管理者 殿		
所 属 氏 名		
次のとおり 配偶者同行休業・期間の延長 の承認を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業 等	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)	()	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	既に配偶者同行休業を承認された期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

- 注1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「1 申請の区分」欄は、該当する区分の□にレ印を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由・休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他管理者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

様式第2号 (第4条関係)

配偶者同行休業状況届出書

年 月 日

ふじみ衛生組合管理者 殿

所 属

氏 名

次のとおり配偶者同行休業の状況について届出をします。

1 届出事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が自分の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。
- 妊娠出産休暇により就業しなくなった。

2 その他記載事項

3 届出事由が発生した日

年 月 日

注1 「1 届出事由」欄は、該当する事由の□にレ印を記入すること。

2 配偶者外国滞在事由とは、次に掲げる事由をいう。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学((1)及び(2)に該当するものを除く。)

3 「2 その他記載事項」欄には、「1 届出事由」の詳細その他の必要な事項について記載すること。